

。旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
（産業基盤整備基金の行う特定新規事業実施円滑化業務） 第六条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、特定新規事業の実施を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。 一 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 二（略）	（産業基盤整備基金の行う特定新規事業実施円滑化業務） 第六条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、特定新規事業の実施を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。 一 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 二（略）